

愛媛県報

愛 媛 県 発 行

第50号

令和元年10月25日金曜日 第50号

> ♦ 目 次 💠

る条例施行規則の一部を改正する規則			(子育て支援課)6
	告	示	Ç
指定自立支援医療機関の指定(2件)			(障がい福祉課)(
大規模小売店舗の廃止の届出			(経営支援課) 6
地籍調査の成果の認証			(農政課)
農用地利用配分計画の認可申請			(農政課農地・担い手対策室)6
地域森林計画案の公表			(林業政策課) 6
地域森林計画の変更案の公表(4件)			(") 6
解除予定保安林にする旨の通知等			(森林整備課)6
保安林の指定施業要件を変更する旨の通知に係る掲示			(") 6
解除予定保安林			(") 6
解除予定保安林にする旨の通知			(") 6
漁業の許可又は起業の認可の申請期間			(水産課)・
公共測量の終了の通知(2件)			(道路維持課)(
開発行為に関する工事の完了			(中予地方局久万高原土木事務所)6
道路の区域変更(県道節安下鍵山線)			(南予地方局管理課)(
道路の供用開始(一般国道 197 号)			(南予地方局大洲土木事務所) 6
	正	誤	
令和元年 9 月15日付け第39号目次中			(私学文書課)6
令和元年9月20日付け第40号目次中			(")6
	規	則	

愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則及び愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準 を定める条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年10月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則及び愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する 基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

(愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第1条 愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年愛媛県規則第18号)の一部を次のように改正す る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改正前
(保育所の設備の基準)	(保育所の設備の基準)
第10条 条例第45条第3項(条例第43条第1項において準用する場	第10条 条例第45条第3項(条例第43条第1項において準用する場
合を含む。)の規則で定める基準は、保育室等を2階に設ける建	合を含む。)の規則で定める基準は、保育室等を 2 階に設ける建
物にあっては当該建物が第1号、第2号及び第6号の要件に、保	物にあっては当該建物が第1号、第2号及び第6号の要件に、保
育室等を3階以上の階に設ける建物にあっては当該建物が次に掲	育室等を3階以上の階に設ける建物にあっては当該建物が第2号
<u>げる</u> 要件に該当するものであることとする。	<u>から第8号までの</u> 要件に該当するものであることとする。
(1) 耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第	(1)建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第
9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)又は準耐	9 号の 2 に規定する耐火建築物又は

火建築物 ([同条第	9号(D 3 [5	規	定す	る準	≢耐!	火建	築物	をい	١١ <u>,</u>	同
<u>号口</u> に該当	するも	のを降	余く。)	(保	育室	2等	を 3	階以	上に	設け	る
建物にあっ	ては、	耐火药	建築物	J)	であ	るこ	. ح					

_			同	条第	9	号の	3	に	規	定	đ	る	準	耐	火	建築	物	_((同	号	П	_	
_		に該	当す	るも	の	を除	<	0)	_													_	
_										で	あ	る	Ξ	ے.	0									
(2)	~ (8)	省	略																					

(2)~(8) 省略

(愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第2条 愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成27年愛媛県規則第9号)の一部を次のよ うに改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

孕 īF 後

(愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 施行規則の準用)

第3条 愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例施行規則(平成25年愛媛県規則第18号。以下「児童福祉施設 基準規則」という。)第10条及び第11条の規定は、幼保連携型認 定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄 に掲げる児童福祉施設基準規則の規定中同表の中欄に掲げる字句 は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える児 童福祉施設基 準規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
省略		
第10条第 1 号	耐火建築物 (建築基準法 (昭和25年法律第201号)第 2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号口に該当するものを除く。)(保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物)	建築基準法(昭 和25年法律第 201号)第2条 第9号の2に規 定する耐火建築 物
省略		

改 īF 前

(愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 施行規則の準用)

第3条 愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例施行規則(平成25年愛媛県規則第18号。以下「児童福祉施設 基準規則」という。)第10条及び第11条の規定は、幼保連携型認 定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄 に掲げる児童福祉施設基準規則の規定中同表の中欄に掲げる字句 は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える児 童福祉施設基 準規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
省略		
第10条第 1 号	耐火建築物 又は 	耐火建築物
省略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

牛	示	
 	731	

○愛媛県告示第634号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自 立支援医療機関を指定した。

令和元年10月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

名称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする 医療の種類	指定年月日
日本調剤 今治薬局	今治市喜田村7丁目1番5号	日本調剤株式会社	薬局(育成医療・ 更生医療)	令和元年 10月 1 日
かみやま薬局	八幡浜市五反田 1 - 55 - 1	株式会社 池田や	薬局(育成医療・ 更生医療)	令和元年 10月 1 日

○愛媛県告示第635号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和元年10月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

指流	護事業者等		訪問看護ス		担当しようとする	指定年月日			
名	称	主たる事務所の所在地	名	称	所	在	地	医療の種類	拍走牛月口
合同会社みらいケア		西条市小松町新屋敷甲3096番 地40ジョイおれんじ1 B	訪問看護ステ		西条市小地40ジョ			訪問看護ステーション(育成医療・ 更生医療)	令和元年 10月 1 日

○愛媛県告示第636号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出があった。

令和元年10月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

大規模小売店舗	大規模小売店舗	大規模小売店舗内の店舗面積の
の名称	の所在地	合計が基準面積以下となる日
ドラッグコスモス 川之江店・ドッポ 川之江店	四国中央市妻鳥町 1684 - 1	平成31年4月1日

○愛媛県告示第637号

次の地籍調査の結果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和元年10月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地域	調査期間	成果の名称
四国中央市	富郷町豊坂 1	平成29年度から 平成30年度まで	四国中央市(富郷 町豊坂1)の地籍 図及び地籍簿
新居浜市	弟地、筏津、保 土野の一部	平成28年度から 平成30年度まで	新居浜市別子山弟 地、筏津、保土野 の一部の地籍図及 び地籍簿
新居浜市	大生院戸屋鼻の 一部	平成28年度から 平成30年度まで	新居浜市大生院戸 屋鼻の一部の地籍 図及び地籍簿

2 認証年月日

令和元年10月25日

○愛媛県告示第638号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号) 第18条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構公益財団法人えひ め農林漁業振興機構から農用地利用配分計画の認可申請があった。

当該農用地利用配分計画は、愛媛県農林水産部農政企画局農政課 農地・担い手対策室において告示の日から2週間公衆の縦覧に供す る。

令和元年10月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 農用地利用配分計画の概要

	賃借	権の)設:	定等を受	ける者	賃借権の設定等を	を受ける土地
氏	氏名又は名称			住	所	所在及び地番	面積 (m²)
高	橋		良	愛媛県東	温市	愛媛県東温市下林字 西谷甲2724番1ほか 17筆	8 ,891
安	波	智	延	愛媛県宇	和島市	愛媛県宇和島市三間 町土居中37番ほか8 筆	21 264
梶	原	雅	嗣	愛媛県西	予市	愛媛県西予市伊延東 483番ほか7筆	9 ,312
	代会社		- L	愛媛県伊	予郡松前町	愛媛県伊予郡松前町 大字昌農内字荘田13 3番1ほか7筆	5 ,555
垂	水	啓	悟	愛媛県伊	予郡松前町	愛媛県伊予郡松前町 大字恵久美字泉屋97 番1ほか2筆	1 ,641
中	田	功	_	愛媛県上 高原町	浮穴郡久万	愛媛県上浮穴郡久万 高原町父野川甲796 番1ほか7筆	9 ,071
	代会社		۷.	愛媛県大	洲市	愛媛県大洲市柳沢3 番ほか7筆	19 ,889

2 申請年月日

令和元年10月15日

○愛媛県告示第639号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定に基づき、 東予地域森林計画を立てたいので、同法第6条第1項の規定により、 当該地域森林計画の案を東予地方局産業経済部森林林業課において 告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

令和元年10月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第640号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき、 今治松山地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定 により、当該地域森林計画の変更の案を東予地方局産業経済部今治 支局森林林業課及び中予地方局産業経済部森林林業課において告示 の日から30日間公衆の縦覧に供する。

- 111. - C. 111 - - 111. - - 111. - - 111. - - 111. -

令和元年10月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第641号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき、 南予地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を南予地方局産業経済部森林林業 課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

-111. -- (11 -- 111. -- (11 -- 111. -- (11 -- 111. -- 111. -- (11 -- 111. -- 1

令和元年10月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第642号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき、 肱川地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定によ り、当該地域森林計画の変更の案を南予地方局産業経済部八幡浜支 局森林林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

令和元年10月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第643号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき、 中予山岳地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定 により、当該地域森林計画の変更の案を中予地方局産業経済部久万 高原森林林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第644号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林 法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和元年10月25日

令和元年10月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所
 - 北宇和郡松野町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養
- (3) 解除の理由
 - 道路用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 北宇和郡松野町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は省略し、その図面を愛媛県庁及び松野町役場に備 え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第645号

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知(令和元年7月愛媛県 告示第263号)に係る通知の相手方又はその所在が不分明であるの で、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通 知の内容を東温市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりそ の要旨を告示する。

令和元年10月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不分明又 は所在が不分明である通知の相手方

<u> </u>	第50号	
保安林の所在場所	不分明又は所在が不分明であ る通知の相手方	備考
東温市(次の図に示す部分に限る。)	松山市道後町一丁目6番9号 井手野 公 一	森林所有者
東温市(次の図に示す部分に限る。)	温泉郡重信町大字横河原521 番地 1 横河原生産森林組合	森林所有者
東温市(次の図に示す部 分に限る。)	温泉郡重信町大字山之内70番 戸 加藤リウ	森林所有者
東温市(次の図に示す部 分に限る。)	温泉郡重信町大字山之内83番 戸 加 藤 伊太郎	森林所有者
東温市(次の図に示す部 分に限る。)	松山市西立花町67番地加藤一雄	森林所有者
東温市(次の図に示す部分に限る。)	温泉郡重信町大字山之内イ61 番戸 加 藤 卯 藏	森林所有者
東温市(次の図に示す部分に限る。)	温泉郡重信町大字山之内1077 番地 加藤栄子	森林所有者
東温市(次の図に示す部分に限る。)	温泉郡重信町大字山之内80番 戸 加藤角次	森林所有者
東温市(次の図に示す部分に限る。)	温泉郡重信町大字山之内67番戸加藤亀市	森林所有者
東温市(次の図に示す部分に限る。)	温泉郡重信町大字山之内84番 戸 加 藤 吉太郎	森林所有者
東温市(次の図に示す部分に限る。)	温泉郡重信町大字山之内72番戸加藤久次	森林所有者
東温市(次の図に示す部分に限る。)	温泉郡重信町大字山之内71番 戸 加藤金次	森林所有者
東温市(次の図に示す部分に限る。)	温泉郡重信町大字山之内85番 戸 加藤 九源次	森林所有者
東温市(次の図に示す部分に限る。)	温泉郡重信町大字山之内68番 戸 加藤熊 吉	森林所有者
東温市(次の図に示す部分に限る。)	温泉郡重信町大字山之内72番 戸 加藤兼吉	森林所有者
東温市(次の図に示す部分に限る。)	温泉郡重信町大字山之内67番 戸 加 藤 庫 次	森林所有者
東温市(次の図に示す部分に限る。)	松山市三番町六丁目4番地23加藤幸	森林所有者
東温市(次の図に示す部分に限る。)	温泉郡重信町大字山之内72番 戸 加藤幸吉	森林所有者
東温市(次の図に示す部 分に限る。)	東温市山之内1088番地 加藤行惠	森林所有者
東温市(次の図に示す部 分に限る。)	温泉郡重信町大字山之内1088 番地 加藤次郎	森林所有者
東温市(次の図に示す部 分に限る。)	温泉郡重信町大字山之内60番 戸 加藤重吉	森林所有者
東温市(次の図に示す部 分に限る。)	温泉郡重信町大字山之内61番 戸 加藤照吉	森林所有者
東温市(次の図に示す部 分に限る。)	温泉郡重信町大字山之内1007 番地 加藤常雄	森林所有者
東温市(次の図に示す部 分に限る。)	東京都北区桐ヶ丘二丁目 3 番 N43 - 18号 加 藤 正 利	森林所有者
東温市(次の図に示す部 分に限る。)	温泉郡重信町大字山之内81番 戸 加藤石太郎	森林所有者
東温市(次の図に示す部 分に限る。)	温泉郡北吉井村大字山之内10 91番地 加藤浅次郎	森林所有者
東温市(次の図に示す部 分に限る。)	温泉郡重信町大字山之内82番 戸 加藤善善六	森林所有者
東温市(次の図に示す部 分に限る。)	温泉郡重信町大字山之内1077 番地 加藤孫作	森林所有者

マイロルキ 10万25日	
東温市(次の図に示す部 分に限る。) 温泉郡北吉井村大字山之内11 64番地 加藤村作	森林所有者
東温市(次の図に示す部 分に限る。) 温泉郡北吉井村大字山之内58 番戸 加藤忠平	森林所有者
東温市(次の図に示す部 戸 分に限る。) 温泉郡重信町大字山之内77番 戸 加藤忠藏	森林所有者
東温市(次の図に示す部 分に限る。) 温泉郡重信町大字山之内65番 戸 加 藤 長太郎	森林所有者
東温市(次の図に示す部 分に限る。) 温泉郡重信町大字山之内1007 番地 加 藤 鶴 吉	森林所有者
東温市(次の図に示す部 分に限る。) 温泉郡重信町大字山之内78番 戸 加藤島作	森林所有者
東温市(次の図に示す部 戸 加 藤 藤 吉	森林所有者
東温市(次の図に示す部 戸 かに限る。) 温泉郡重信町大字山之内76番 戸 加 藤 藤五郎	森林所有者
東温市(次の図に示す部 分に限る。) 温泉郡重信町大字山之内1013 番地 加 藤 博	森林所有者
東温市(次の図に示す部 分に限る。) 温泉郡重信町大字山之内62番 戸 加藤兵吉	森林所有者
東温市(次の図に示す部 分に限る。) 温泉郡重信町大字山之内63番 戸 加 藤 兵 作	森林所有者
東温市(次の図に示す部 分に限る。) 温泉郡重信町大字山之内59番 戸 加 藤 兵三郎	森林所有者
東温市(次の図に示す部 戸 かに限る。) 温泉郡重信町大字山之内64番 戸 加藤平八	森林所有者
東温市(次の図に示す部 分に限る。) 温泉郡重信町大字山之内79番 戸 加藤平藏	森林所有者
東温市(次の図に示す部 温泉郡重信町大字山之内69番 戸 加 藤 弥三郎	森林所有者
東温市(次の図に示す部 分に限る。) 温泉郡重信町大字山之内66番 戸 加藤 与 作	森林所有者
東温市(次の図に示す部 分に限る。) 温泉郡重信町大字山之内74番 戸 加藤林作	森林所有者
東温市(次の図に示す部	森林所有者
東温市(次の図に示す部 分に限る。) 温泉郡重信町大字山之内1091 番地 加 藤 淺次郎	森林所有者
東温市(次の図に示す部 分に限る。) 東温市山之内1141番地 加藤徳三郎	森林所有者
東温市(次の図に示す部 分に限る。) 東温市北方3363番地 株式会社カネキ製材所	森林所有者
東温市(次の図に示す部 温泉郡重信町大字志津川1460 番地 定 田 覚 市	森林所有者
東温市(次の図に示す部 分に限る。) 福岡県北九州市小倉区大字馬 借69番地 1 景 浦 シゲカ	森林所有者
東温市(次の図に示す部	森林所有者
東温市(次の図に示す部 分に限る。) 東温市志津川1135番地 3 高橋淳子	森林所有者
東温市(次の図に示す部 分に限る。) 温泉郡北吉井村大字志津川34 8番地 佐 伯 久美子	森林所有者
東温市(次の図に示す部	森林所有者
東温市(次の図に示す部 茨城県北相馬郡守谷町松前台 二丁目9番地6 佐	森林所有者
東温市(次の図に示す部 分に限る。) 温泉郡北吉井村大字志津川34 8番地 佐 伯 禮 子	森林所有者

東温市(次の) 図に示す部 温泉郡 東海 東海 東海 東海 東海 東海 東海 東			
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##		番地 5	森林所有者
#担保 本 良 雄		番地	森林所有者
	東温市(次の図に示す部分に限る。)	地	森林所有者
東温市(次の図に示す部 岩山 大変に関係 (次の図に示す部 岩山 大変に対して対象に示すが 岩山 大変に対して対象に示すが 岩山 大変に対して対象に対象に対象に対象に示すが 岩山 大変に対して対象に対象に示すが 岩山 大変に対して対象に示すが 岩山 大変に対して対象に示すが 岩山 大変に対して対象に対象に対象に対象に対象に示すが 岩山 (次の図に示す部 岩山 (次の図に示す語 岩山 (次の図に示す部 岩山 (次の図に示す語 (次の図に示す語 (次の図に示す語 (次の図に示す語 (次の図に示す語 (次の図に示す語 (次の図に示す語 (次の図に示す語 (次の図に示す語 岩山 (次の図に示す語 (本のの図に示す語 (本のの図に示す語 (本のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	東温市(次の図に示す部分に限る。)		森林所有者
京温市(次の図に示す部分に限る。) 東温市(次の図に示す部分に限る。) 東温市(次の図に示す部分に再分に表示す部分に再分に表示す部分に再分に表示す部分に関係を対して対しに表示す部分に関係を対して対して対しに表示す部分に関係を対して対しに表示す部分に対して対しに表示す部分に関係を対して対しに表示す部分に対して対して対して対して対しに対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対	東温市(次の図に示す部分に限る。)	番戸	森林所有者
清神 英 雄	東温市(次の図に示す部分に限る。)	番22号	森林所有者
東温市 (次の図に示す部	東温市(次の図に示す部分に限る。)	1番地	森林所有者
東温市 (次の図に示す部分に限る。) 東温市 (次のの図に示す部分に限る。) 東温市 (次のの図に示す部分に限る。) 東温市 (次のの図に示す部分に限る。) 東温市 (次のの図に示す部分に限る。) 東温市 (次のの図に示す部分に限る。) 東温市 (次のの図に示す部分に限る。)	東温市(次の図に示す部分に限る。)	地	森林所有者
東温市(次の図に示す部) 地域の関に示す部 を	東温市(次の図に示す部分に限る。)	地	森林所有者
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##		地	森林所有者
#当に限る。)	東温市(次の図に示す部分に限る。)	番地 _	森林所有者
素は限る。)	東温市(次の図に示す部 分に限る。)	番10号	抵当権者
東温市(次の図に示す部分に限る。)		番地35	森林所有者
東温市(次の図に示す部分に限る。) 番地 水 口 熊五郎 森林所有者 森林所有者 東温市(次の図に示す部分に限る。) 東宇和郡宇和町大字坂戸165 森林所有者 東温市(次の図に示す部 東三和郡宇和町大字坂戸165 森林所有者 東温市(次の図に示す部 東三和郡宇和町大字坂戸165 森林所有者 東温市(次の図に示す部 カに限る。) 森林所有者 西 山 ひろみ 東温市(次の図に示す部分に限る。) 本	東温市(次の図に示す部分に限る。)	番地	森林所有者
東温市(次の図に示す部	東温市(次の図に示す部分に限る。)	番地	森林所有者
新川 (東温市(次の図に示す部分に限る。)	地	森林所有者
東温市(次の図に示す部分に限る。) 対しているののでは、する。 対しているののでは、する。 対しているののでは、する。 対しているののでは、する。 対しているののでは、する。 対している。 対し、対している。 対している。 対しないる。		│番地	森林所有者
東温市(次の図に示す部分に限る。) 西山 ひろみ 東温市(次の図に示す部分に限る。) 東温市(次の図に示す部)温泉郡重信町大字山之内46番	東温市 (次の図に示す部分に限る。)	耕地116番地	森林所有者
新に限る。)	東温市(次の図に示す部分に限る。)		森林所有者
東温市 (次の図に示す部分に限る。) 番地 大 男	東温市(次の図に示す部分に限る。)	番戸	森林所有者
	東温市(次の図に示す部分に限る。)	番地	森林所有者
常温市(次の図に示す部分に限る。) 番地 大 石 武 男		75番地	森林所有者
東温市 (次の図に示す部分に限る。) 本林所有者 森林所有者	東温市(次の図に示す部分に限る。)	番地	森林所有者
※ 日本 (次の図に示す。) 8番2号 長谷川 久 子 東温市 (次の図に示す。) 東温市 (次の図に示す。) 東温市 (次の図に示す。) エリヤ (大の図に示す。) 温泉郡北吉井村大字樋口1202 番地 田 中 良 勝 東温市 (次の図に示す。 温泉郡北吉井村大字山之内46番 本林所有者 地田 中 喜 市 温泉郡北吉井村大字山之内 1 森林所有者 悪力に限る。) 温泉郡北吉井村大字山之内 1 森林所有者	東温市(次の図に示す部分に限る。)	地	森林所有者
東温市 (次の図に示す部分に限る。) 田中好五郎 東温市 (次の図に示す部分に限る。) 田中皮勝 東温市 (次の図に示す部分に限る。) 東温市 (次の図に示す部分に限る。) 東温市 (次の図に示す部分に限る。) 東温市 (次の図に示す部型、	東温市(次の図に示す部分に限る。)	8番2号	森林所有者
東温市 (次の図に示す部分に限る。) 田中良勝 東温市 (次の図に示す部分に限る。) 東温市 (次の図に示す部 温泉郡北吉井村大字山之内 1 番声 森林所有者 番声 なんに関する。) 東温市 (次の図に示す部 温泉郡北吉井村大字山之内 1 番声 森林所有者	東温市(次の図に示す部分に限る。)		抵当権者
衆温市 (水の図に	東温市(次の図に示す部 分に限る。)	番地 田中良勝	森林所有者
茶畑川(外の図にかず印 番戸 森林所有者		地	森林所有者
	東温市(次の図に示す部 分に限る。)	番戸	森林所有者

令和元年10月25日	发 坂
東温市(次の図に示す部 分に限る。) 温泉郡重信町大字山之内1103 番地 渡 部 一 郎	森林所有者
東温市(次の図に示す部 番戸 分に限る。) 温泉郡北吉井村大字山之内14 番戸 渡 部 音 吉	森林所有者
東温市(次の図に示す部 分に限る。) 神戸市垂水区高丸八丁目14番 1 - 203号 渡部 寛 一	森林所有者
東温市(次の図に示す部 分に限る。) 温泉郡川上村大字南方227番 戸 渡 部 轍	森林所有者
東温市(次の図に示す部 分に限る。) 温泉郡重信町大字山之内13番 地 渡 部 福 徳	森林所有者
東温市(次の図に示す部 分に限る。) 温泉郡重信町大字山之内117 番地 2 渡 部 茂一郎	森林所有者
東温市 (次の図に示す部 分に限る。) 温泉郡重信町大字山之内1127 番地 渡 部 弥 吉	森林所有者
東温市(次の図に示す部 分に限る。) 温泉郡重信町大字志津川1440 番地 渡 部 要次郎	森林所有者
東温市(次の図に示す部 分に限る。) 大阪府守口市橋波東之町四丁 目23番地 二 神 元 土	森林所有者
東温市(次の図に示す部 分に限る。) 大阪府守口市南寺方北通二丁 目 9 番地 二 神 俊 夫	森林所有者
東温市(次の図に示す部 分に限る。) 大阪府守口市橋波東之町四丁 目23番地 二 神 純 子	森林所有者
東温市(次の図に示す部 分に限る。) 松山市山西町169番地2 二 神 鐵 郎	森林所有者
東温市(次の図に示す部 分に限る。)	森林所有者
東温市(次の図に示す部 分に限る。) 大阪市北区天神橋七丁目7番 8 - 702号 柏 英 樹	森林所有者
東温市(次の図に示す部 分に限る。) 温泉郡北吉井村大字山之内52 4番地 白戸忠義	森林所有者
東温市(次の図に示す部 分に限る。) 温泉郡北吉井村大字山之内32 番戸 白 石 惣太郎	森林所有者
東温市 (次の図に示す部 分に限る。) 温泉郡川上村大字北方 普通水利組合	森林所有者
東温市(次の図に示す部 耕地538番地 末 光 一 良	森林所有者
東温市(次の図に示す部 埼玉県さいたま市浦和区常盤 十丁目9番14号B2-2 末 光 賢 二	森林所有者
東温市(次の図に示す部 分に限る。) 温泉郡重信町大字志津川1449 番地 野 村 時 忠	森林所有者
東温市 (次の図に示す部 分に限る。) 大字山之内 麓組	森林所有者
東温市(次の図に示す部 分に限る。) 温泉郡北吉井村大字山之内46 8番地 和 田 ゐ ね	森林所有者
東温市(次の図に示す部 温泉郡北吉井村大字山之内13 96番地 和 田 憲 二	森林所有者
東温市(次の図に示す部 分に限る。) 温泉郡北吉井村大字山之内32 3番地1 和 田 作太郎	森林所有者
東温市(次の図に示す部 分に限る。) 温泉郡北吉井村大字山之内22 7番地 和 田 重 實	森林所有者
東温市(次の図に示す部 出泉郡重信町大字横河原1番 地 和 田 松 久	森林所有者
東温市(次の図に示す部 分に限る。) 松山市祇園町148番地 和 田 敏 男	森林所有者
東温市(次の図に示す部 温泉郡重信町大字山之内153 番地 3 和 田 武 雄	森林所有者
東温市(次の図に示す部 分に限る。) 温泉郡重信町大字山之内153 番地3 和 田 文 子	森林所有者

東温市(次の図に示す部分に限る。)	温泉郡北吉井村大字山之内32 3番地 1 和 田 兵 馬	森林所有者
東温市(次の図に示す部分に限る。)	温泉郡北吉井村大字山之内32 4番地 和 田 傳次郎	森林所有者
東温市(次の図に示す部分に限る。)	温泉郡重信町大字山之内 5 番地 和田壽雄	森林所有者
東温市(次の図に示す部分に限る。)	東温市横河原355番地 髙須賀 秀 喜	森林所有者

- 2 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以 上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係 書類を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第646号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法(昭和26年法律 第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年10月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除予定保安林の所在場所 松山市勝岡町乙4番2(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 魚つき
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び松山市役所に 備え置いて縦覧に供する。)

- 111. - 1. 11. - 111. - 111. - 111. - 111. - 111. -

○愛媛県告示第647号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林 法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和元年10月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除予定保安林の所在場所 喜多郡内子町本川4267の2、4275の2
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

○愛媛県告示第648号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項 (同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は 起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和元年10月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和元年10月25日から11月7日まで

○愛媛県告示第649号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、大洲河川国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和元年10月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量(用地測量)

2 作業期間 令和元年6月11日から

令和元年9月27日まで

3 作業地域 愛媛県宇和島市津島町上畑地

○愛媛県告示第650号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、愛媛県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和元年10月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量(数値地形図データ作成、地図情報レベ

ル2500)

2 作業期間 令和元年7月1日から

9月24日まで

3 作業地域 宇和島市、北宇和郡鬼北町、松前町の一部

○愛媛県告示第651号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する、開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 令和元年10月25日

愛媛県中予地方局長 尾 﨑 幸 朗

| 検 査 済 証 の 番 号
及 び 交 付 年 月 日 | 工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は
工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名 |
|--------------------------------|--|---|
| 元中久土第317号
令和元年10月10日 | 上浮穴郡久万高原町上野尻甲288番 2 、甲336番 4 、甲336番 6 、甲341番 1 、甲342番 1 、甲343番 、甲351番 1 、甲353番 2 、甲354番 1 、甲355番 5番 2 、甲355番 3 、甲355番 5 、甲356番 1 、甲355番 2 、甲356番 5 、甲356番 6 、甲357番 1 、甲357番 2 、甲357番 6 、甲357番 5 、甲357番 6 、甲357番 6 、甲357番 6 、甲357番 6 、甲366番 1 、甲366番 3 、甲366番 3 、甲366番 6 、甲360番 7 、甲366番 1 、甲366番 1 、甲363番 4 、甲366番 1 、甲367番 1 、甲378番 、甲379番 2 、甲380番 1 、甲380番 2 、甲381番 、甲381番 2 、甲382番 | 上浮穴郡久万高原町上野尻甲351番地の1
株式会社久万木材市場
代表取締役 長 田 昇 二 |

○愛媛県告示第652号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年10月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路 | の種類 | 路線名 | 区 | 間 | 旧・新別 | 敷 地 の幅 員 | 延長 | 備考 |
|----|-----|--------|-----------------------------|---------|------|------------------|-----------------|----|
| 県 | 道 | 節安下鍵山線 | 北宇和郡鬼北町大字父野川中16
同大字84番まで | 0番 3 から | IΒ | メートル
3.6~14.3 | キロメートル
0 391 | |
| 乐 | 坦 | 即女下鲢山絲 | 北宇和郡鬼北町大字父野川中16
同大字85番まで | 0番3から | 新 | 6 3~14 3 | 0 391 | |

○愛媛県告示第653号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年10月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路 | 線 | 名 | 供 | 用 | 開 | 始 | Ø | 区 | 間 | 供用開始の日 |
|-------|---|------|---|----------------------|---|---|---|---|---|---|------------|
| 一般国道 | | 197号 | | 大洲市肱川町宇
同町宇和川4331 | | | | | | | 令和元年10月25日 |

正 誤

○正 誤

令和元年9月15日付け第39号目次中

| ページ | 箇 | 所 | 誤 | 正 |
|-----|-----|---|-----------|------------------|
| 477 | 主管課 | | 農地・担い手対策室 | 農政課農地・担い手対
策室 |

○正 誤

令和元年9月20日付け第40号目次中

| ページ | 箇 | 所 | 誤 | 正 |
|-----|-----|---|-----------|------------------|
| 482 | 主管課 | | 農地・担い手対策室 | 農政課農地・担い手対
策室 |

令和元年10月25日 発行 664